

	質問箇所	質問内容	回答
1	実施要領 3ページ 4 (8) 様式4	代表企業が令和3年7月以降に履行した、20ページ以上の美術展・公募展等の図録制作業務や自治体とのパンフレット制作業務は、観光パンフレットではない場合も「本業務と同種・類似のパンフレット制作業務」に該当しますか。該当する場合、契約書等の写し及び成果物の表紙・奥付・ページ数が確認できる部分の写しを添付すれば、様式4の確認資料として足りるでしょうか。	差支えありません。なお、契約書等の写しは不要です。
2	実施要領 3～4ページ 4 (9)、6 (3) 様式2～5	実施要領4 (9) に定める共同企業体 (JV) として参加する場合、提出書類等の取扱いについて、次の理解でよいでしょうか。 ①入札参加資格登録申請：代表企業・全構成員が各自申請 ②様式2：JV代表企業名義で1部／様式3：各社1部／様式4：代表企業のみ／様式5：組織体制：JV全体で各1部 また、業務実施責任者を代表企業以外の構成員から選任できますか。 また、契約締結までに提出する共同企業体協定書は任意様式でよいでしょうか。指定様式又は必須記載事項がある場合は、ご教示ください。	①お見込みのとおり。 ② 様式2：共同企業体名義で1部ご提出ください 様式3：お見込みのとおり 様式4：各社1部のご提出をお願いします。実績がない場合はその旨、お書き添えください 様式5：お見込みのとおり 実務実施責任者を代表企業以外の構成員から選出いただくことは差支えありません。また、共同企業体協定書は任意様式で問題なく、必須掲載事項もありません。
3	同種・類似業務の履行実績 (様式4) の提出について	様式4に「業務の成果物等 (契約書の写し、広報物の写し等)」とありますが、一部の契約書については、発注元 (市町村) により契約金額を開示できないものがあるため、金額部分を伏せた状態で提出しても差し支えないでしょうか。	差支えありません。「非公開」とご記載ください。
4	企画提案書の仕様について	企画提案書は「A4版30ページ以内」との指定がございますが、デザインの仕上がりイメージを実寸に近い形でご確認いただくため、一部企画提案書内にA3サイズを片袖折りにした資料を挟み込む仕様としても差し支えないでしょうか。	差支えありません。
5	仕様書P1 2目的	想定読者について 配布先 (東海エリア、首都・関西圏等) 及び想定読者層 (20～30代女性層・ファミリー・中高年層) についてご教示ください。	配布先： 首都圏 (主に東京都内)、中京圏、関西圏で実施する観光PR展等を想定しています。 配架： 市内観光案内所、市内観光関連施設等を想定しています。 ターゲット： 幅広い用途での活用を想定しているため、現時点では特定のターゲットは設定しておりません。ただし、当市の魅力や観光課題等を踏まえ、ターゲット設定を含めてご提案をいただくことは差支えありません。
6	パンフレットの仕様	パンフレットの配布先・設置場所は市内以外ではどこを想定していますか。	首都圏 (主に東京都内)、中京圏、関西圏で実施する観光PR展等を想定しています。

7	仕様書 1～4ページ 4、5 (2) ・ (6) ・ (9) 【参考】	次の理解でよいでしょうか。 ①納品物はデータのみで、実物の印刷・製本及び印刷部数は本業務に含まれない。 ②参考一覧は○印の3か所を大きく扱うことが必須で、その他の観光資源は全件掲載必須ではなく、提案及び契約後の協議で選定する。 併せて、市から提供可能な高解像度写真、既存地図、現行パンフレットの文章・編集データ等の範囲をご教示ください。	①お見込みのとおり。 ②お見込みのとおり。 ただし、市を代表する総合観光パンフレットという位置付けおよび公平性の観点から、仕様書最終ページの【参考】に記載した観光資源については、可能な限り網羅いただくことを想定しています。なお、掲載の可否については、制作着手時点における各観光資源の営業・開館・運営状況等を踏まえ、市と協議の上で最終的に決定します。 提供可能な素材について： ●高解像度写真…主要な観光資源については所有しております ●既存地図…市全域を網羅した地図データの提供が可能です（著作権は発注者に帰属、データ改変可、illustrator形式）。ただし、当該地図データは対象範囲が広範囲に及ぶため、受託者側での編集作業が前提となります ●現行パンフレットの文章・編集データ等…提供できません。文章については現行パンフレットを参照の上、必要に応じてリライトいただくことは差支えありませんが、可能な限り受託者の視点や表現を生かした内容をご提案いただくことを期待しています。
8	仕様書P1 5 業務内容 (3) 掲載先折衝	掲載施設等との調整は受託者が実施すると思いますが、市からの紹介及び連絡支援は受けられますか。	発注者（市）において事前に連絡が必要な施設等には適宜対応しますが、一部においては受託者において掲載の趣旨を説明いただき、直接ご調整いただく場合があります。なお、発注者（市）が初回の連絡を入れる場合であっても、掲載内容の確認や校了までの調整等、制作にかかる実務的な折衝については、受託者において対応をお願いいたします。
9	仕様書P2 業務内容 (6)	権利処理を行った上で、他媒体で利用した画像を流用することは可能でしょうか。	可能です。ただし、本業務では成果物の著作権も発注者（市）へ譲渡いただくため、他媒体で使用した画像については、著作権や使用許諾について念入りの確認と処理をお願いいたします。
10	仕様書P2 5 業務内容 (6) 撮影・レンタル写真等の管理	新規撮影の想定範囲について 「必要に応じて新規撮影を実施する」と示されていますが、市が保有する既存写真の提供予定はありますか。また不足分のみ撮影する想定でよろしいでしょうか。 季節が合わない写真は借り写真や購入写真でも問題ないでしょうか。	一定品質を満たす写真素材は保有しておりますが、不足するものについては、発注者（市）において借用手続きを行い、提供することも可能です。なお、ご提案いただく誌面構成やデザインコンセプトに応じて、より効果的な表現のために撮影が必要と判断される場合は、新規撮影を実施してください。
11	仕様書P2 5 業務内容 (7) モデルの発注管理・イラスト制作・地図製作	モデル起用は必須事項でしょうか。また、起用しなければならぬ場合、市として想定している撮影点数や掲載規模はありますか。	必須ではありません。誌面構成やデザインコンセプトを踏まえ、モデルの起用を含めてご提案ください。
12	仕様書P2 5 業務内容 (9) 納品	撮影画像一式の定義について 納品対象である「撮影画像一式」とは、掲載採用カットのみを指すのか、撮影した全カットを指すのかご教示ください。	基本的には掲載採用カットを想定しています。なお、採用に至らなかったカット（アザーカット）についても、ご提供可能な場合は合わせてご納品いただけますと幸いです。
13	仕様書P2 5 業務内容 (9) 納品	制作データについて InDesignデータ、Illustratorデータ等の編集可能な制作データの納品は必要でしょうか。	必須ではありません。 ※発注者（市）は当該ソフトウェアを所有していません。また、デザインデータを受託者以外の事業者に引き継ぎ運用も想定していません。

14	仕様書P2 7著作権等（権利の帰属）（1）	「中間生成物を含めた全て」とありますが、企画書、ラフデザイン、原稿ドラフト、撮影未採用カット等も譲渡対象に含まれるのでしょうか。	含まれません。未採用カット（アザーカット）については、ご提供可能なものについてのみご納品いただけますと幸いです。
15	仕様書P2 7著作権等（権利の帰属）（2）	撮影した写真について、市による二次利用は想定されていますが、受託者による制作実績紹介や営業資料等への利用は可能でしょうか。	納品いただいた写真については、発注者（市）においてパンフレットその他の媒体等で二次使用する可能性があります（メディア等、外部への提供を含む）。 受託者が制作実績として今回の成果物をHP等で公開する場合は、掲載内容や公開範囲について、事前に発注者（市）までご相談ください。営業資料等への利用については差支えありません。
16	パンフレットの仕様	パンフレットの利用期間はいつまでを予定していますか。	現時点では決定していません。
17	パンフレットの仕様	仕様に日本語のみとありますが、本パンフレットのターゲットは国内観光客であるという認識でよいですか。またその場合、特に重視しているターゲット層はありますか。（例：ファミリー層、若年層・女性層など）	お見込みのとおり。 幅広い用途での活用を想定しているため、現時点では特定のターゲットは設定しておりません。ただし、当市の魅力や観光課題等を踏まえ、ターゲット設定を含めたご提案をいただくことは差支えありません。
18	パンフレットの仕様	一部に観音折りのような変形折りのページを採用することは可能でしょうか。	印刷コストを踏まえ、想定しておりません。
19	掲載する観光資源について	仕様書に【参考】として、主な観光資源・コンテンツ一覧が添付されておりましたが、こちらに掲載されている施設等はどの程度掲載すべきでしょうか。たとえば、道の駅の場合、5つの施設のうち2つのみを選んで掲載する形でもよいのか、5つすべての掲載が必要かなどの指定はありますでしょうか。	市を代表する総合観光パンフレットという位置付けおよび公平性の観点から、仕様書最終ページの【参考】に記載した観光資源については、可能な限り網羅いただくことを想定しています。特に、道の駅のように同種・同類に区分される施設については、対象となる全施設を漏れなく掲載する必要があります。なお、写真の有無や施設ごとの紹介文の分量については、必ずしも一律である必要はありません。 また、掲載の可否については、制作着手時点における各観光資源の営業・開館・運営状況等を踏まえ、市と協議の上で最終的に決定します。